

会 議 記 録

会議名称	第 29 回 会津坂下町新庁舎建設検討委員会
開催日時	令和 8 年 4 月 27 日（月） 15 : 00 ～ 15 : 30
開催場所	役場 3 階 大会議室
出席者	委員 計 1 6 名 町長、副町長、事務局 4 名

<会議内容>

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審 議

会津坂下町新庁舎建設基本計画（案）について

（委員長）

基本計画（案）については前回、町長から諮問をいただいた際に事務局から説明があった。その後、審議をしたうえで、今回は変更箇所について事務局から説明をお願いする。

～ 事務局より資料 1、資料 2、資料 3 をもとに説明 ～

資料 1 基本計画（案） 4 / 1 6 検討委員会からの修正箇所

資料のとおり説明 変更は 1 箇所のみ

資料 2 委員会意見リスト

資料のとおり説明

資料 3 巻末資料

「検討委員会名簿」と「策定までの経過」を掲載している。氏名や期間、日付などご確認いただき、修正点等あれば事務局までご連絡いただきたい。

(委員長)

今ほど事務局より説明があった。前回の委員会にて皆さんから出た意見をもとに修正したということであるが、もう一度再度確認しておきたいことや申し上げておきたい意見などがあればお願いしたい。

(委員)

防災対策の点で、浸水対策として重要な拠点となる部屋を2階に設置することや水害対策を施したうえでとあるが、1階の壁のコンセントを浸水が想定される場所より上部にあげるということでも水害への対策としてなりうるのか？そういう施工も検討いただければ。

(事務局)

確かにコンセントも重要な機器であることから、浸水した場合の浸水深が50cm未満という点も踏まえて、基本設計の中で検討していきたい。

(委員長)

これまで十何回も検討会にて質疑応答を実施してきており、事務局の方でも真摯に答えてきたため、この計画は皆さんの意見も多く反映された内容となっている。質疑がなければ、諮問に対して採決を取るということによろしいか？

～ 異議なしの声 多数 ～

(委員長)

それでは、会津坂下町新庁舎建設基本計画（案）について賛同される方の挙手をお願いします。

～ 参加者 全員挙手 ～

(委員長)

参加されている委員の皆さん、全員賛同となった。また、本日欠席となった3名の委員からも原案に賛成します、という意見もいただいている。この基本計画（案）で答申をさせていただく。よろしいか？

～ 異議なしの声 多数 ～

(委員長)

それでは、答申書（案）を配布させていただく。

～ 答申書（案） 配布 ～

（委員長）

前回、答申方法や内容についてはお聞きしていることから、皆さんから賛同をいただければ、その内容で答申したいと考えている。前回、委員会に出ていなかった方についても、ぜひご確認いただきたい。前面は基本計画（案）に賛成するという内容、そして裏面は付記事項として2点、それからその他付記事項として2点を挙げている。それでは、この内容で答申してよいか、賛同される方の挙手を求める。

～ 参加者 全員挙手 ～

（委員長）

皆さんから賛同を得られたことから、こちらの内容で答申させていただく。委員長名で署名をさせていただく。

～ 答申書に委員長署名 ～

（委員長）

署名が完了した。これから答申となるが、その前に委員の皆さんに御礼を申し上げたいと思う。皆さんの忌憚のない質疑のおかげで、基本計画について答申することができる。改めて皆さんには御礼を申し上げる。

4. 答 申

会津坂下町新庁舎建設基本計画（案）への答申

委員長から町長に対して答申書提出

5. 写真撮影

委員長、副委員長、町長、副町長

6. 町長謝辞

（古川町長）

本町の将来的発展の基盤となる新庁舎建設について、長期にわたって様々な視点から、誠実にご検討いただき、心より感謝申し上げます。答申書には庁舎としての重要事項に加え、町民の皆様の多種多様な声が真摯に反映されていると確信している。次世代に過度な負担を強いることのないよう、有利な財政支援措置等を活用し、財政の健全性を維持しながら、町民の安全・安心を実感できる庁舎づくりを進めていく。委員の皆さまには、今後とも町政運営に対して、変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、謝辞とさせていただきます。

7. その他

(委員)

委員長あいさつにて、火災の話があったため説明させていただく。

～ 近隣市町村での火災状況と強風時の注意事項について説明 ～

(委員)

近隣市町村にて山林火災もあり、火災も大きな災害のひとつだと考える。そこで、庁舎が新しくなることにより、火災に対して考慮されている内容はあるのか、参考までお聞きしたい。

(事務局)

基本計画の27ページ「基本性能と導入機能」において防災拠点の機能については記載しているが、具体的に耐火のことなどを記載しているわけではない。しかし、厚生病院の敷地がかなり広いことから、災害時の一時避難場所などになり得る。また構造の部分について、決定はしていないが、どのような構造であれ、国の基準や消防法などに合致した庁舎をつくっていく。

(委員)

テレビの報道で拝見し、災害自体の防止という面もあるが、災害が起きた後の情報の伝達方法なども十分に対策につながると考えられるので、今後も考えていただきたい。

(事務局)

ご意見として頂戴する。

(古川町長)

先日、内閣府の地方創生担当に訪れ、地方創生事業に当てはまるかどうかを聞いてきたところである。今後も防災拠点として緊防債の活用などもできるように各省庁へ動いて、財源確保に努めてまいりたい。

～ その他 意見・質問等はなし ～

7. 閉会